

- ※1～6の項と重複する部材がある場合は工事内容や使用材によって判別すること。
床の間・床わき・書院・佛壇・その他雑について、詳細は後編にて記載する。
- 床の間。～「床柱」・「落し掛け・栴束」・「床框・足立束」・「畳寄せ」――(その他線状各部位材)。-----「床框・蹴込板」・「床地板」・「地板止め端喰(はしばみ)」-----「織部板」・「夢想四分一」・「天井廻縁」・-----等。
- ※床の間は大別すると、畳床・板畳・地板、に別けられる。畳床とは本畳を敷込んだ床であり。板畳床(うすべり敷込み床) 下地作りにうすべり厚さ2分位(6mm)で下地床板に四面巻き込みとし、下地共可動式とする。
- ※天井廻縁について、落し掛け上部の廻縁は、正面側面の3面の廻縁より大きめの材とすること。
- 床わき。～「床地板・各部位材」・「地袋・各部位材」・「天袋・各部位材」・「違い棚等・各部位材」・「天井・各部位材」。------(その他線状各部位材)。
- ※違い棚板取付けについて、棚板取り付け下地として壁に、板受け力貫を加工取り付けておくこと。
- 書院。～書院は平書院(明り書院)と出書院(付け書院)に大別される。
「書院地板」・「書院柱・付け柱」・「書院妻板・脇板」・「地覆」・「台輪」・「玉縁」・「中鴨居」・「鴨居・無目鴨居」・「書院天井」・「書院障子(柳障子)」・「書院欄間」・「地袋」等各部位材によって構成されている。
- ※建物の柱寸法によって各部位材寸法がきまってくる。また建物の間や内法寸法によって各寸法(長さ・高さ)がきまってくる。
- 佛壇。～佛壇収納部は、佛壇の形式・寸法等によって、また高さによっては、地袋を設ける場合もある。敷居(無目)・鴨居(無目)以外での内部部材。
- 巻障子又は軸回し障子の場合の建具当りの部材取付けに関して。
「薄敷居」・「地袋鴨居(框)」・「薄鴨居」・「薄柱付縦枠」・「戸吊框」・「一筋敷居」・「一筋鴨居」・「戸尻枠」等。
- その他雑。～「飾棚」・「吊戸棚」・「地袋」・「小床・三味線床」・「炉縁」-----等。

◎面状部位

- ※面状部位の部位拾い出し手順として、「床面部位」・「腰面部位」・「壁面部位」・「天井面部位」・「その他雑」の手順とすること。
- 「床面部位」で、床下点検孔や床下収納庫等で床下作業が基礎工事に含まれていない場合は、床面部位にて拾い出しすること。
- 「腰面部位」で、特に腰と壁を区分けする必要がある場合のみとする。
② 玄関・勝手口等では、「腰面部位」に注意すること。
- 天井の段差や垂れ壁等について、仕上げ材によって、かつ、作業性を考えて、壁面部位 天井面部位 かを決めること。